

「114 バンキングアプリ基本利用規定」の一部改定について

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

さて、早速ではございますが、1 日あたりの振込限度額引き下げに伴い、2025 年 1 月 23 日より「114 バンキングアプリ基本利用規定」を改定いたしますのでご案内申し上げます。

●「新」欄：追加・修正箇所を赤字で表示（項番変更等軽微な修正は除く）

旧	新
第 12 条 振込取引 4. 1 日あたりの振込限度額 ① 本アプリにおける 1 日（基準は「午前 0 時」とします）あたりの振込取引の上限金額（以下「1 日あたりの振込限度額」といいます）は第 18 条 税金・各種料金の払込みと合算し初回セットアップ時は一律 50 万円とします。 ② 当行は 1 日あたりの振込限度額を、お客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。 ③ 1 日あたりの振込限度額を超えた取引依頼について、当行は取引を実行する義務を負いません。 ④ 1 日あたりの振込限度額は 0 円から 200 万円の範囲で変更可能です。また振込限度額の変更は即時に反映されます。	第 12 条 振込取引 4. 1 日あたりの振込限度額 ① 本アプリにおける 1 日（基準は「午前 0 時」とします）あたりの振込取引の上限金額（以下「1 日あたりの振込限度額」といいます）は第 18 条 税金・各種料金の払込みと合算し初回セットアップ時は一律 50 万円とします。 ② 当行は 1 日あたりの振込限度額を、お客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。 ③ 1 日あたりの振込限度額を超えた取引依頼について、当行は取引を実行する義務を負いません。 ④ 1 日あたりの振込限度額は 0 円から 100 万円の範囲で変更可能です。また振込限度額の変更は即時に反映されます。